

資料 2

大津湖南都市計画学校の変更案 (野洲市決定) について

令和5年度 第2回野洲市都市計画審議会
(令和5年7月25日開催)

都市計画学校の決定に係る経緯及び今後の予定

事 項	時 期	備 考
野洲市学校施設長寿命化計画 策定	令和4年 3月	
滋賀県 下協議開始	令和5年 1月	
野洲市教育委員会 協議（法23条6項）	令和5年 5月24日	
野洲市都市計画審議会	令和5年 5月26日	
滋賀県知事 事前協議開始	令和5年 6月1日	
滋賀県知事 事前協議回答	令和5年 6月27日	
都市計画・計画案の縦覧	令和5年 7月6日～20日	
野洲市都市計画審議会（諮問・答申）	令和5年 7月25日	
滋賀県知事 本協議開始	令和5年 8月上旬	（予定）
都市計画決定 告示（市）	令和5年 9月	（予定）

都市計画学校の決定後の予定（北野小学校）

事 項	時 期	備 考
都市計画事業認可 滋賀県 下協議開始	令和5年 9月	
都市計画事業認可 滋賀県知事 申請	令和5年 10月	（予定）
都市計画事業認可 告示（県）	令和6年 3月	
都市計画事業 開始	令和6年 4月	

滋 都 計 第 4 3 5 号
令和 5 年(2023 年)6 月 27 日

野洲市

上記代表者 野洲市長 栢木 進 様

滋賀県知事 三日月 大造



大津湖南都市計画学校の変更について (事前協議)

令和 5 年 6 月 1 日付け野都第 131 号で協議のあったこのことについて、異存ありません。

なお、この回答は、後に行われる市都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意願います。

記

都市計画学校の名称：

- 2号 中主小学校
- 3号 野洲小学校
- 4号 三上小学校
- 5号 祇王小学校
- 6号 篠原小学校
- 7号 北野小学校
- 8号 中主中学校
- 9号 野洲中学校
- 10号 野洲北中学校

都市計画法第 17 条 1 項に基づく縦覧結果報告

(都市計画法第 19 条第 2 項関係)

内 容：大津湖南都市計画学校の変更（案）

縦覧期間：令和 5 年 7 月 6 日（木）～ 7 月 20 日（木）【計 15 日間】

縦覧場所：野洲市役所 都市建設部 都市計画課（市役所西別館 2 階）

縦覧件数 0 件

意見書数 0 件

広報やす
7月1日号



大津湖南都市計画学校の変更案を縦覧します

市内に立地する市立小・中学校（全9校）を都市計画学校として位置付ける都市計画の変更案について、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり縦覧を行います。

市内在住者もしくは利害関係がある人は、縦覧期間中において意見書を提出することができます。

縦覧期間…7月6日(木)～20日(木)

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所…都市計画課（市役所西別館2階）

内 容…大津湖南都市計画学校の変更案

意見の提出・問い合わせ…縦覧期間満了の日までに都市計画課 ☎587-6324、
FAX586-2176



大津湖南都市計画学校の変更案に係る縦覧・意見募集について

野洲市内に立地する市立の小中学校（全9校）について、今後も現存施設の適切な維持・管理や、教育環境の充実、地域拠点としての整備を計画的に進めるため、都市計画学校として位置付ける都市計画の変更案について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり縦覧を行います。

市内在住者もしくは利害関係がある人は、縦覧期間中において意見書を提出することができます。

縦覧期間：令和5年7月6日から7月20日 午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

縦覧場所：野洲市役所 都市建設部 都市計画課（市役所西別館2階）

内容：大津湖南都市計画学校の変更（案）

意見の提出：

縦覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（自由様式）を記入の上、郵送または持参のいずれかで都市計画課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）まで提出してください。（縦覧期間内必着）

ホームページ

野洲市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により大津湖南都市計画学校の変更の案を縦覧することについて、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第10条の定めるところにより、次の事項について公告する。

令和5年7月6日

野洲市長 栢木 達



記

一 都市計画の種類
大津湖南都市計画学校（変更）

二 都市計画を定める土地の区域

- | | | |
|------------|--------|----------|
| (1) 中主小学校 | 野洲市西河原 | 約22,800㎡ |
| (2) 野洲小学校 | 野洲市小篠原 | 約17,000㎡ |
| (3) 三上小学校 | 野洲市三上 | 約19,100㎡ |
| (4) 抵王小学校 | 野洲市上屋 | 約19,800㎡ |
| (5) 篠原小学校 | 野洲市大篠原 | 約20,100㎡ |
| (6) 北野小学校 | 野洲市市三宅 | 約27,800㎡ |
| (7) 中主中学校 | 野洲市六条 | 約17,700㎡ |
| (8) 野洲中学校 | 野洲市小篠原 | 約34,200㎡ |
| (9) 野洲北中学校 | 野洲市永原 | 約37,600㎡ |

三 都市計画の案の縦覧場所
野洲市役所 都市建設部 都市計画課（野洲市小篠原2100番地1）

四 縦覧期間
令和5年7月6日から令和5年7月20日まで

五 縦覧時期
午前8時30分から午後5時15分まで（野洲市役所開庁時間内）

(案)

大津湖南都市計画学校の計画書

(野洲市決定)

野洲市

令和5年 ●●月

大津湖南都市計画学校の変更（野洲市決定）

都市計画学校中、2号中主小学校ほか8学校を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	学校名			
2	中主小学校	野洲市西河原	約22,800㎡	
3	野洲小学校	野洲市小篠原	約17,000㎡	
4	三上小学校	野洲市三上	約19,100㎡	
5	祇王小学校	野洲市上屋	約19,800㎡	
6	篠原小学校	野洲市大篠原	約20,100㎡	
7	北野小学校	野洲市市三宅	約27,800㎡	
8	中主中学校	野洲市六条	約17,700㎡	
9	野洲中学校	野洲市小篠原	約34,200㎡	
10	野洲北中学校	野洲市永原	約37,600㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

「別紙のとおり」

(案)

理由書

市の義務教育施設（以下「小中学校」という。）は、小学校6校、中学校3校の計9校があり、児童・生徒が学校生活を営む公教育の基本的施設として運営している。また、地域住民にとっても、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であり、多機能かつ重要な役割を担っているなど、将来にわたって維持する必要性が高い、地域の拠点となる根幹的な公共施設である。

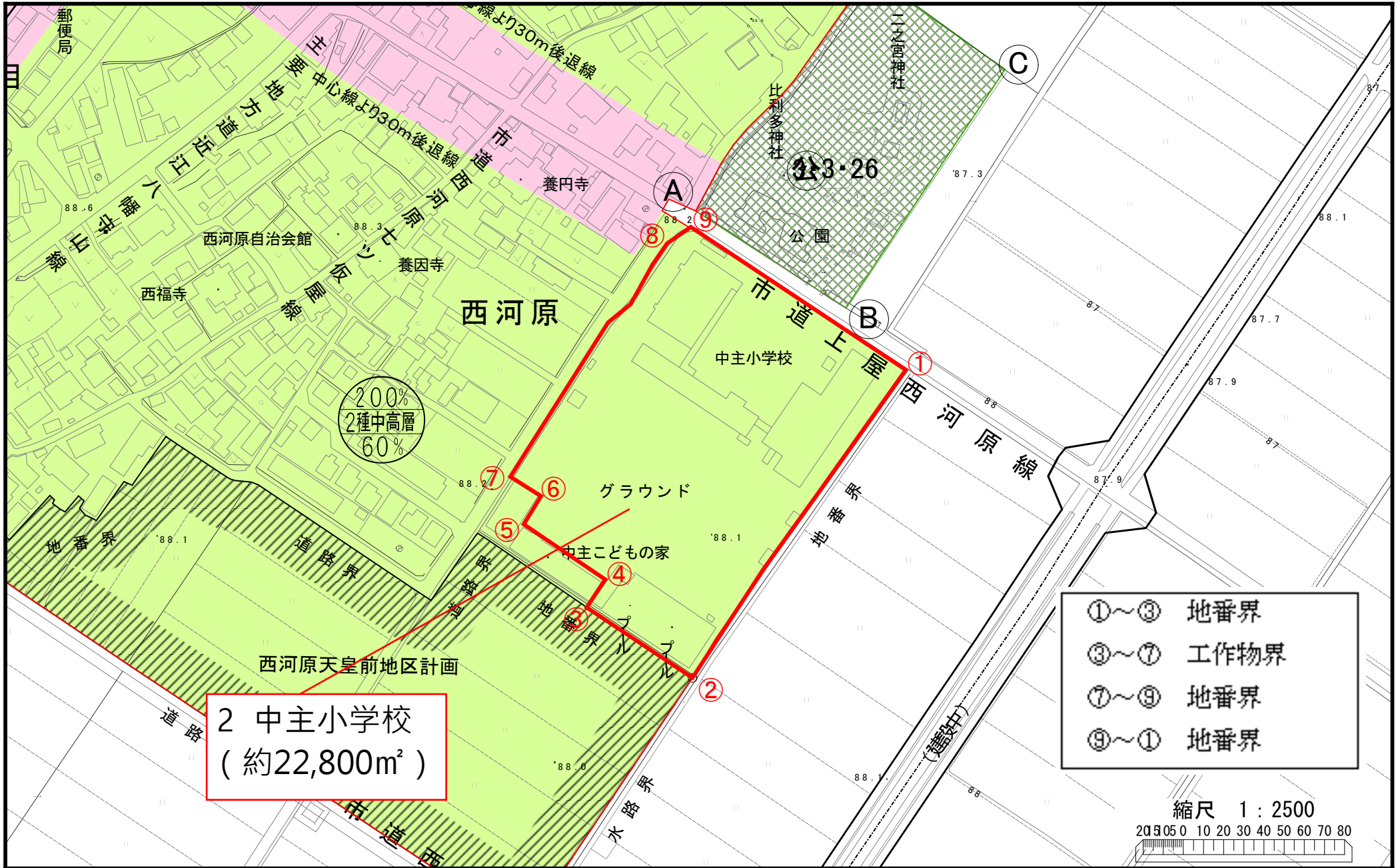
しかし一方で、小中学校に現存する校舎及び体育館のうち、最も古い建物は昭和30年代に建設されたものがあるなど、学校施設の老朽化が課題となっている。

このような中、市の最上位計画である野洲市総合計画においては、取組方針として「安全・安心な教育環境の整備」を掲げるほか、令和4年3月には「野洲市学校施設長寿命化計画」を策定し、児童・生徒数の将来推計や立地条件等を踏まえた学校施設の規模・配置について現状を維持する方針を立て、耐用年数を原則80年とした計画的かつ継続的な学校施設の維持・保全に努めることとしている。また、野洲市地域防災計画においては、小中学校を指定避難所及び防災拠点施設として、災害発生時における主要な拠点と位置付けている。

あわせて、滋賀県が策定する「大津湖南都市計画区域マスタープラン」においても小学校、中学校の適正規模および配置を考慮した整備に努めることとしており、都市施設として小中学校の整備が掲げられているところである。

これらを踏まえ、児童・生徒の教育施設であると同時に、地域住民にとっても身近で重要な役割を持つ小中学校について、今後も現存施設の適切な維持・管理や、教育環境の充実、地域拠点としての整備を計画的に進めるため都市計画決定を行う。

計画図

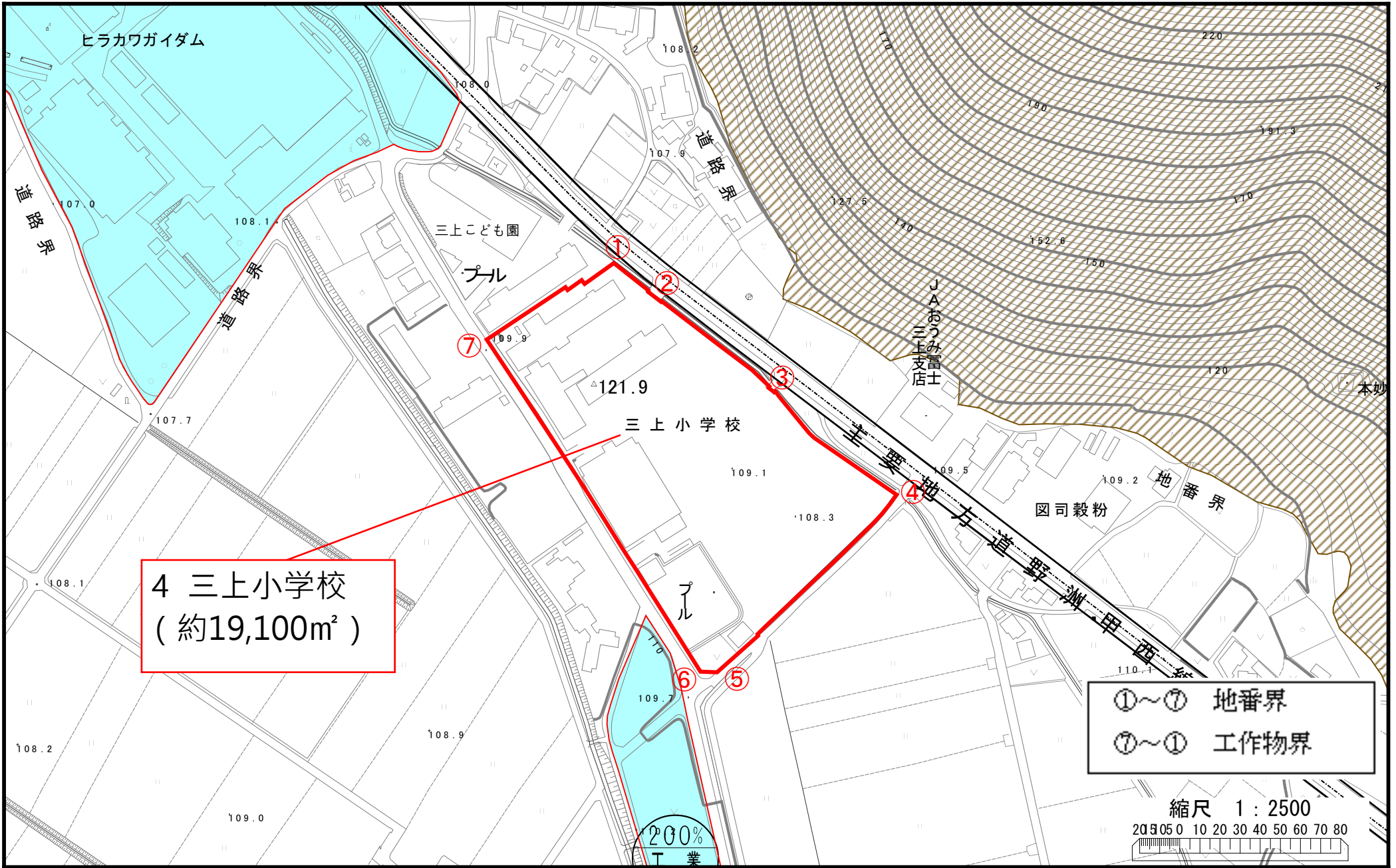


2 中主小学校
(約22,800㎡)

- ①~③ 地番界
- ③~⑦ 工作物界
- ⑦~⑨ 地番界
- ⑨~① 地番界

縮尺 1 : 2500
0 10 20 30 40 50 60 70 80

計画図



4 三上小学校
(約19,100m²)

- ①～⑦ 地番界
- ⑦～① 工作物界

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80

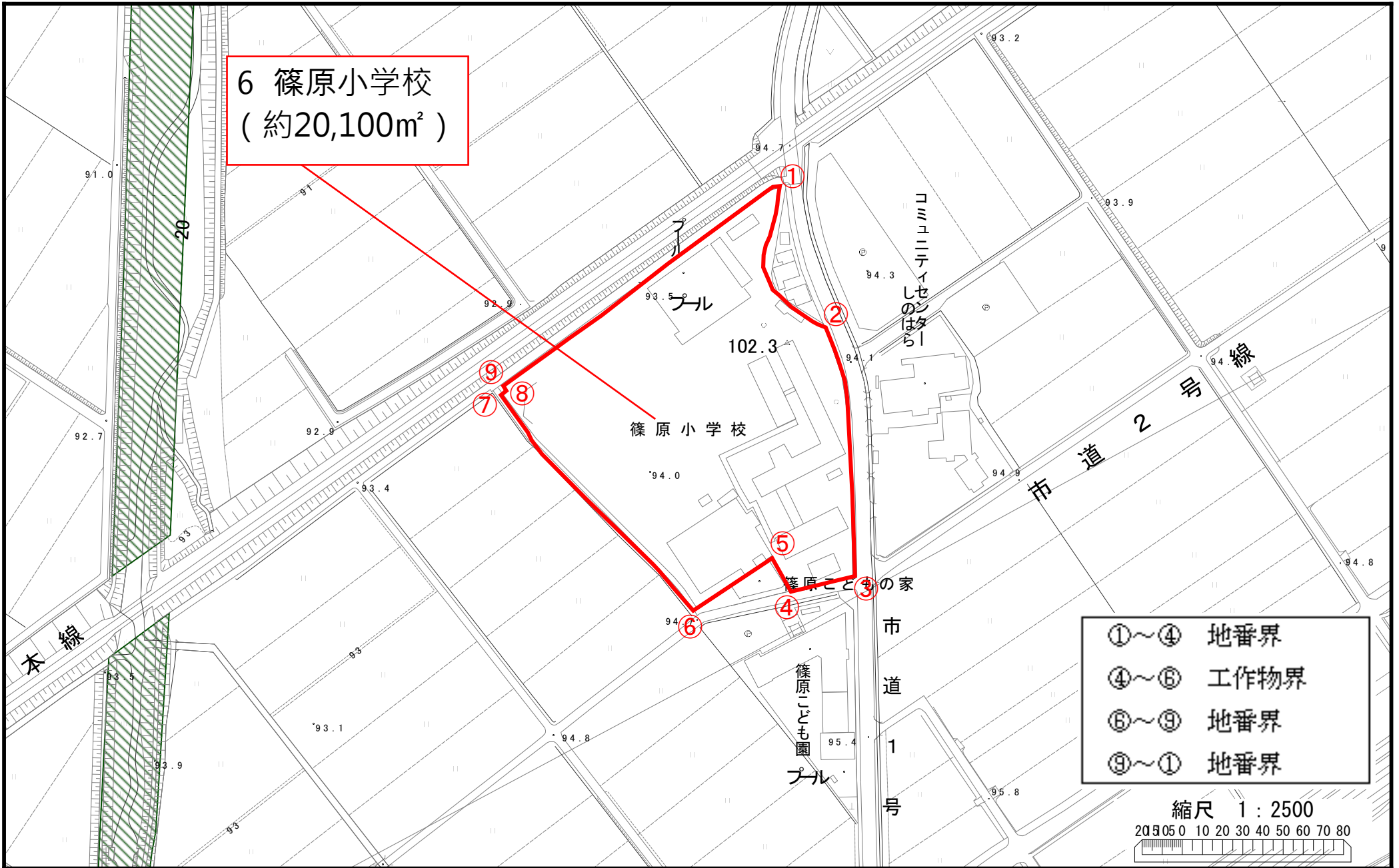


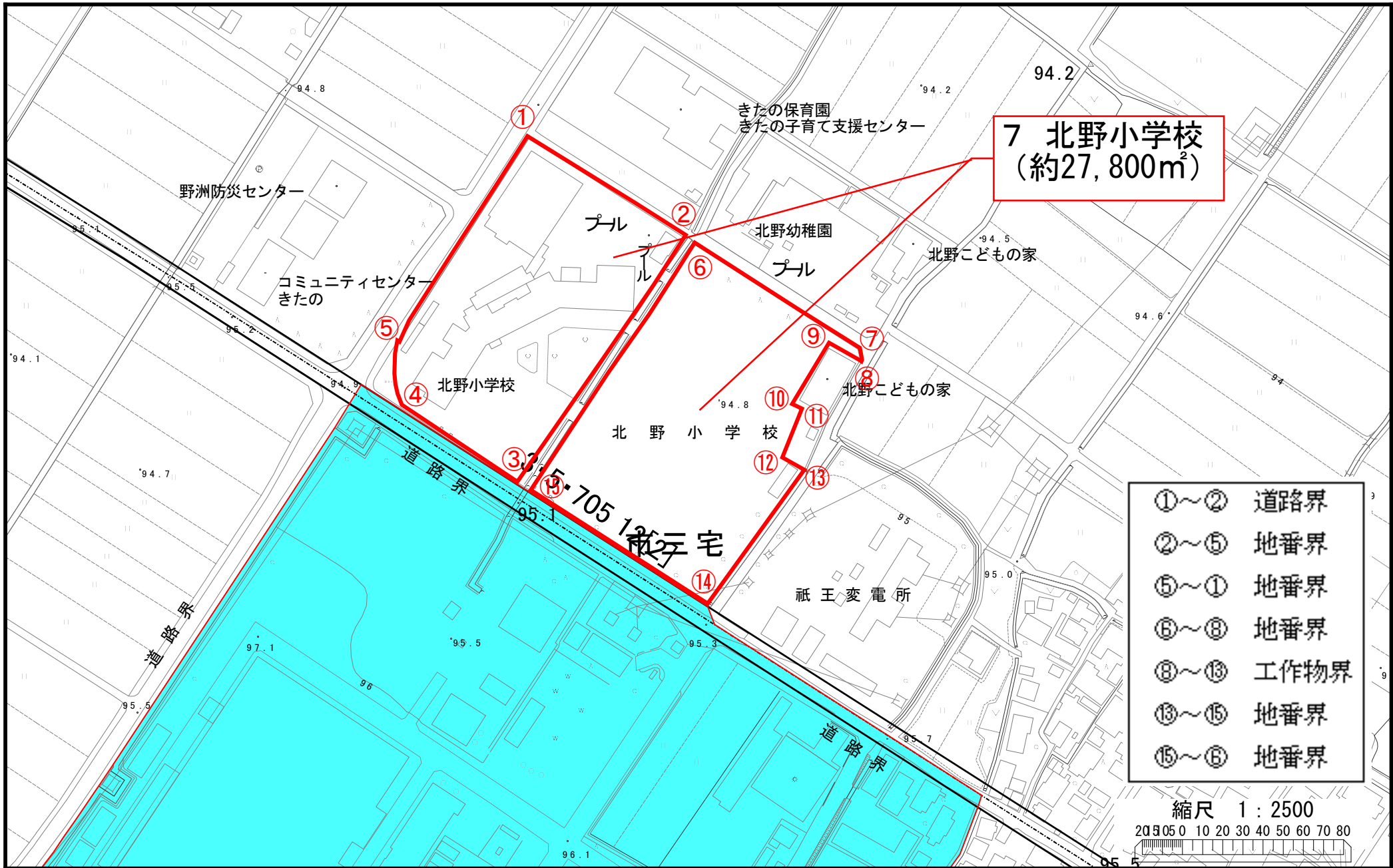
5 祇王小学校
(約19,800m²)

- ①~③ 地番界
- ③~④ 見通し線界
- ④~⑤ 地番界
- ⑤~⑦ 工作物界
- ⑦~⑧ 道路界
- ⑧~⑩ 地番界
- ⑩~⑬ 現地杭界
- ⑬~① 地番界

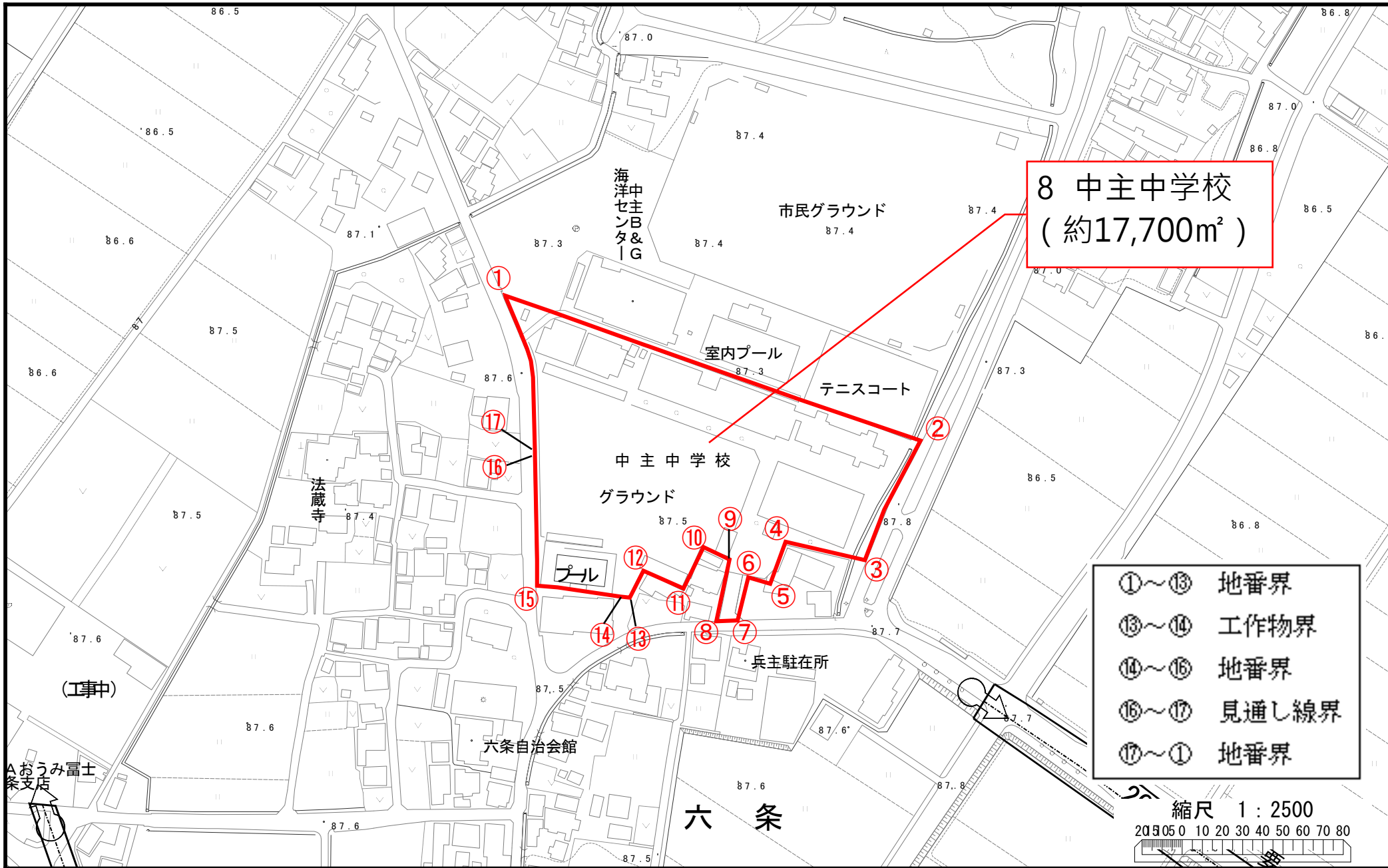
縮尺 1 : 2500
0 10 20 30 40 50 60 70 80

計画図





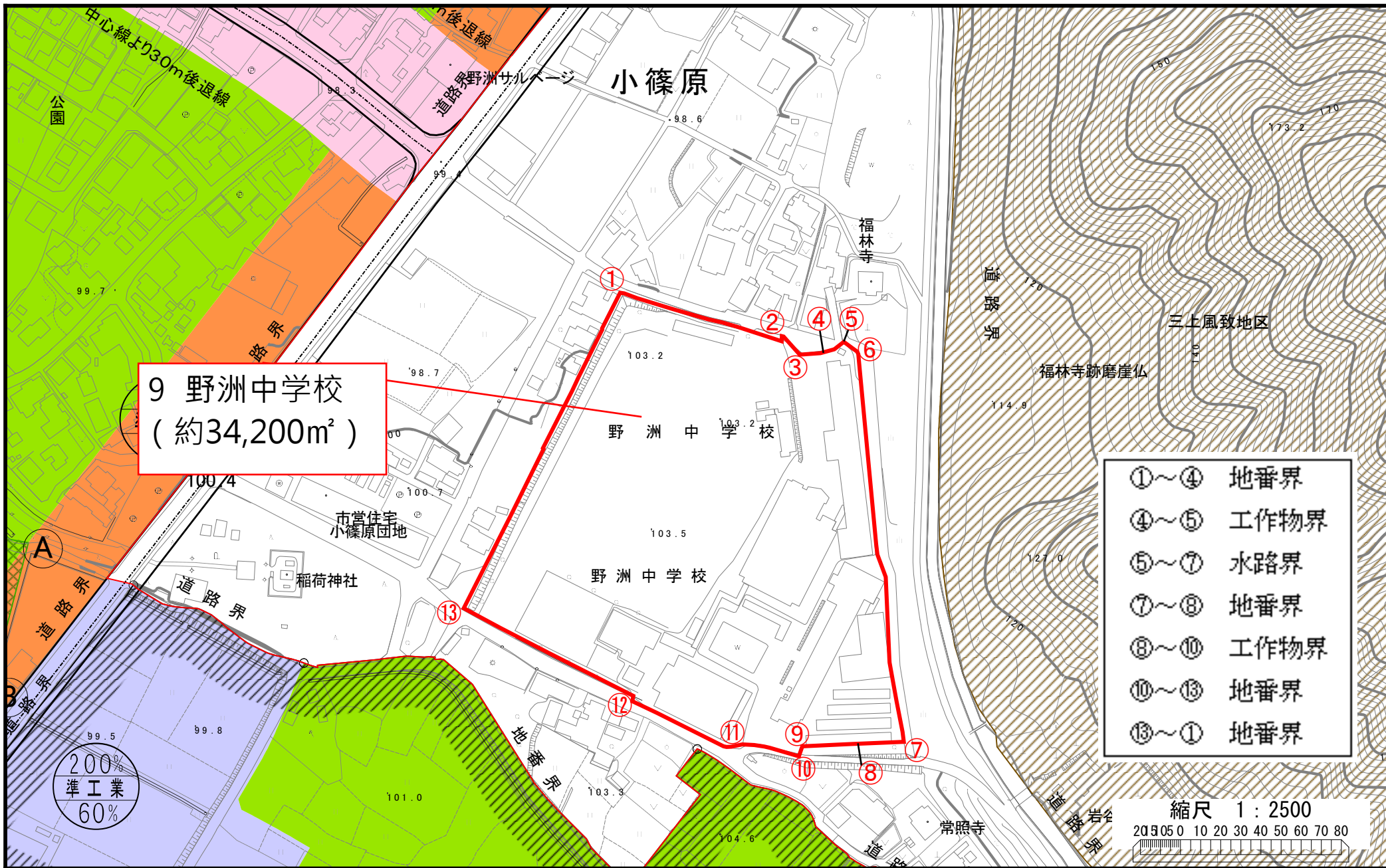
計画図

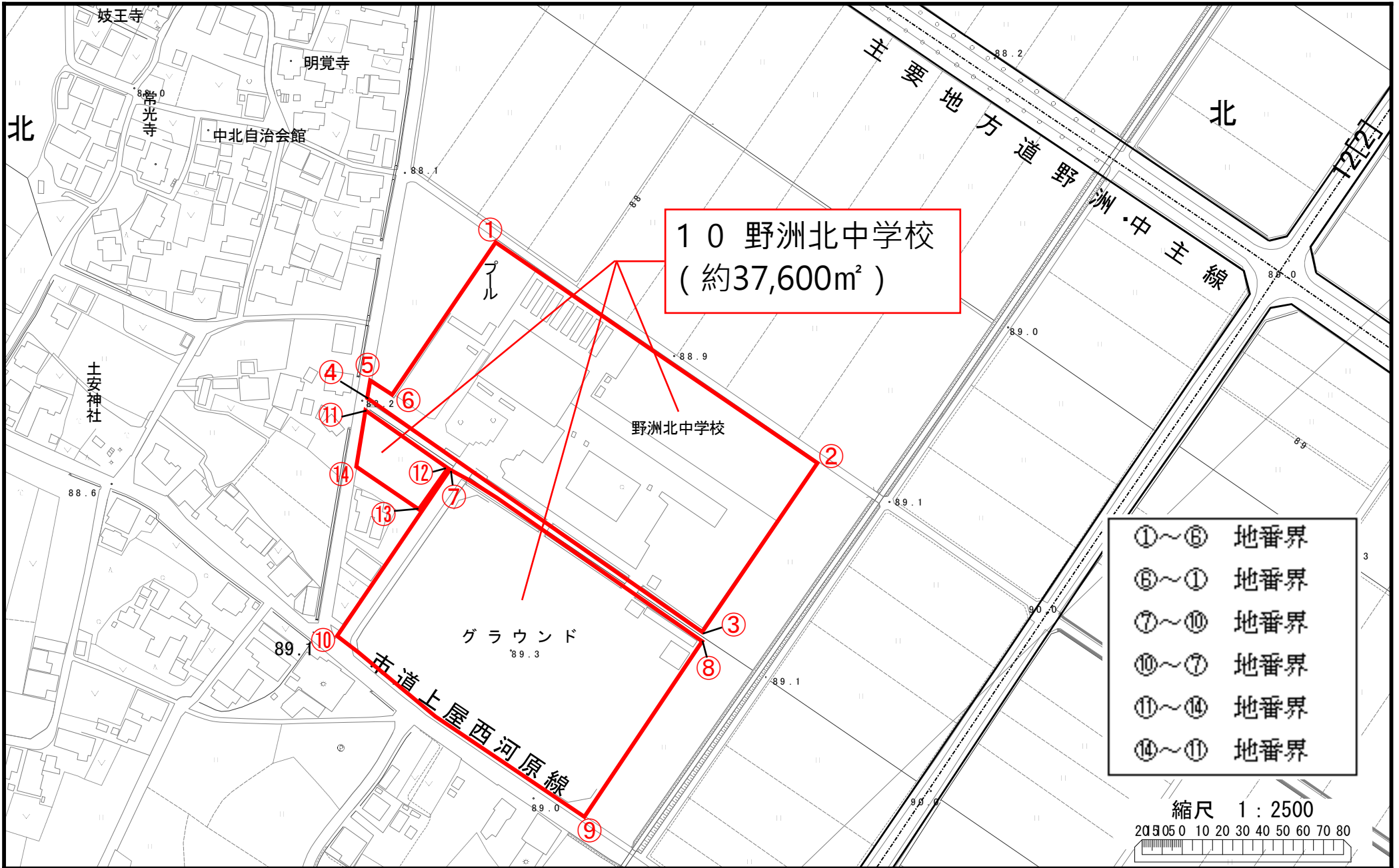


8 中主中学校
(約17,700m²)

- ①～⑬ 地番界
- ⑬～⑭ 工作物界
- ⑭～⑯ 地番界
- ⑯～⑰ 見通し線界
- ⑰～① 地番界







10 野洲北中学校
(約37,600m²)

- ①～⑥ 地番界
- ⑥～① 地番界
- ⑦～⑩ 地番界
- ⑩～⑦ 地番界
- ⑪～⑭ 地番界
- ⑭～⑪ 地番界

縮尺 1 : 2500
 20 30 40 50 60 70 80

都市計画学校の計画決定について（素案）

1. 方針

野洲市内に立地する学校のうち、市立の小学校と中学校（以下「小中学校」という。）の全てを、都市計画学校として位置付ける。

学校施設台帳ベース

小学校	所在	敷地面積	立地の用途地域	通学区域内の区域区分
1 中主小学校	野洲市西河原712番地	約22,500㎡	住居系	市街化区域有
2 祇王小学校	野洲市上屋1169番地	約22,300㎡	住居系	市街化区域有
3 篠原小学校	野洲市大篠原1414番地	約20,900㎡	調整区域	市街化区域有
4 野洲小学校	野洲市小篠原1147番地	約16,300㎡	商業系	市街化区域有
5 北野小学校	野洲市市三宅240番地	約27,700㎡	調整区域	市街化区域有
6 三上小学校	野洲市三上111番地	約16,100㎡ ※4,005㎡借地含む	調整区域	市街化区域有

中学校	所在	敷地面積	立地の用途地域	通学区域内の区域区分
7 中主中学校	野洲市六条377番地	約18,100㎡	調整区域	市街化区域有
8 野洲北中学校	野洲市永原1690番地	約36,700㎡	調整区域	市街化区域有
9 野洲中学校	野洲市小篠原510番地	約36,500㎡	調整区域	市街化区域有

県の事前協議（R5.6.1）の段階で、「都市計画決定を行う区域について求積した面積」を計画書他に記載しています。

2. 目的

小中学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、野洲市地域防災計画において指定避難所の指定、防災拠点施設として位置付けし、災害発生時における主要な拠点となっているほか、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であり、地域住民にとっても、多機能かつ重要な役割を担っており、将来にわたって維持する必要性が高い、地域の拠点となる根幹的な都市施設である。

これらを広く市民に周知するとともに、小中学校の良好な環境を保全し、これまで以上に学校施設を適切に維持・管理していくため、都市計画決定を行う。

3. 学校の役割

（教育）

- ① 義務教育施設（小中学校）は、公教育を支える基本的施設であり、都市計画法においては「住居系の用途地域では義務教育施設を定めること。」とされている。（祇王小学校、中主小学校）

（防災）

- ② 災害対策基本法に規定される「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として指定している。
- ③ 野洲市地域防災計画において、災害時における地域の「防災拠点」として位置付けている。

学校	指定緊急避難所				指定避難所			防災拠点
	地震	洪水	土砂災害	内水	指定	収容可能人数(人)	居住可能面積(m ²)	
中主中学校	○	×	○	○	○	339	1019	地域内輸送拠点
野洲中学校	○	○	×	○	○	397	1192	地域内輸送拠点
野洲北中学校	○	○	○	○	○	469	1407	地域内輸送拠点
中主小学校	○	×	○	○	○	243	730	医療救護拠点
篠原小学校	○	○	○	×	○	340	1022	医療救護拠点
祇王小学校	○	○	○	○	○	342	1026	医療救護拠点
三上小学校	○	×	○	×	○	345	1035	医療救護拠点
野洲小学校	○	×	○	×	○	406	1220	医療救護拠点
北野小学校	○	×	○	×	○	349	1047	医療救護拠点

(地域コミュニティ形成)

- ④ 地域住民等のスポーツ振興や高齢者等の健康増進を推進するために必要な施設である。
- ⑤ 地域活動(夏祭り、運動会等)の重要な拠点となっている。
- ⑥ 地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりをめざし、『野洲市コミュニティスクール』の実現に取り組んでいる。

(他施設への有効活用)

- ⑦ 「みかみこどもの家」として三上小学校校舎の一部は学童保育所として利用され、「きたのこどもの家」では北野小学校校舎の一部を季節学童として利用されている。また、体育館や運動場の利用など子育て等に関連する施設として活用もされている。

4. 学校の配置・規模等

児童、生徒数は、将来的に減少が見込まれるが、今後、必要に応じ通学区域の見直しなども検討を進めることにより、現在の学校の規模・配置を維持していく考えであることから、全ての小中学校を現状の規模・配置で都市計画に位置付ける。

なお、学校施設の老朽化に対応するため、「野洲市学校施設長寿命化計画(R4.3策定)」において、児童・生徒数の将来推計や立地条件等を踏まえた学校施設の規模・配置について現状を維持する方針を立て、耐用年数を原則80年とする学校施設の改修を順次実施することで計画的かつ継続的な施設の維持・保全に努めることとしている。

5. 上位計画、関連計画等

- ① 大津湖南都市計画区域マスタープラン
- ② 野洲市総合計画
- ③ 野洲市都市計画マスタープラン(※R5時点修正の予定)
- ④ 野洲市学校施設長寿命化計画
- ⑤ 野洲市地域防災計画

6. 根拠法令など

① 都市計画法

【第11条第1項第5号】（都市施設）

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

【第13条第1項第11号】（都市計画基準）

都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

② 都市計画運用指針〔国土交通省 令和4年4月 第12版〕

IV-2-2 都市施設

II) 施設別の事項 E. 教育文化施設、社会福祉施設

1. 教育文化施設、社会福祉施設の都市計画の考え方

都市生活にとって必要不可欠なサービスである、教育文化、医療、社会福祉の各施設の計画的配置及びその整備は極めて重要であり、必要に応じてこれら都市施設を都市計画に定めることが望ましい。とりわけ、都市全体あるいは地域にとって必要性又は公益性が高い施設、あるいは、地方公共団体等から支援を行うもの等については、積極的に都市計画決定することが考えられる。

③ 学校教育法

第四章 小学校

〔小学校の設置義務〕

第三八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第五章 中学校

〔準用規定〕

第四九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

④ 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針〔文部科学省〕

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。